

平成 20 年第 3 回にかほ市議会臨時会会議録（第 1 号）

1、平成 20 年 4 月 23 日第 3 回にかほ市議会臨時会がかほ市役所象潟庁舎議場に招集された。

1、招集議員は次のとおりである。

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	14 番	佐々木 清 勝
15 番	榊 原 均	16 番	竹 内 賢
17 番	佐 藤 元	18 番	斎 藤 修 市
19 番	佐々木 平 嗣	20 番	池 田 甚 一
21 番	本 藤 敏 夫	22 番	佐々木 正 己
23 番	山 田 明	24 番	竹 内 睦 夫

1、本日の出席議員（ 23 名 ）

1 番	飯 尾 善 紀	2 番	佐々木 正 勝
3 番	市 川 雄 次	4 番	池 田 好 隆
5 番	宮 崎 信 一	6 番	佐 藤 文 昭
7 番	佐々木 正 明	8 番	小 川 正 文
9 番	伊 藤 知	10 番	加 藤 照 美
11 番	佐々木 弘 志	12 番	村 上 次 郎
13 番	菊 地 衛	15 番	榊 原 均
16 番	竹 内 賢	17 番	佐 藤 元
18 番	斎 藤 修 市	19 番	佐々木 平 嗣
20 番	池 田 甚 一	21 番	本 藤 敏 夫
22 番	佐々木 正 己	23 番	山 田 明
24 番	竹 内 睦 夫		

1、本日の欠席議員（ 1 名 ）

14 番	佐々木 清 勝
------	---------

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	佐藤文一	局長補佐	藤谷博之
議事調査係長	佐藤正之	主査	佐々木美佳

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	横山忠長	副市長	横山昭
教育長	三浦博	企業管理者	佐々木勝利
総務部長	佐藤好文	市民部長	齋藤隆一
健康福祉部長	笹森和雄	産業部長	伊藤賢二
建設部長	佐々木秀明	教育次長	小柳伸光
ガス水道局長	須田登美雄	消防長	中津博行
総務部総務課長	森鉄也	財政課長	佐藤家一
市民課長	木内利雄	生活環境課長	長谷山良
すくすく子育て支援課長	須藤金悦	建設課長	齋藤正司
教育委員会総務課長	阿部均	ガス水道局管理課長	佐藤俊文

1、本日の議事日程は次のとおりである

議事日程第1号

平成20年4月23日(水曜日)午前10時開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 平成19年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告について
- 第4 議案第56号 にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について(専決第2号)
- 第5 議案第57号 平成19年度にかほ市一般会計補正予算(第11号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第3号)
- 第6 議案第58号 にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について(専決第4号)
- 第7 議案第59号 平成19年度にかほ市老人保健特別会計補正予算(第3号)の専決処分の報告及びその承認について(専決第5号)
- 第8 議案第60号 にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 第9 議案第61号 平成20年度にかほ市一般会計補正予算(第1号)
- 第10 常任委員の選任
- 第11 議会運営委員の選任
- 第12 議会広報編集委員の選任
- 第13 本荘由利広域市町村圏組合議会議員の選挙

第14 議長の常任委員辞任の件

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第1号に同じ

午前10時00分 開 会

議長（竹内睦夫君） ただいまの出席議員は23人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

なお、14番佐々木清勝議員より市外に出張のため欠席の届け出が出ておりますので、報告します。ただいまから平成20年第3回にかほ市議会臨時会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第79条の規定によって、11番佐々木弘志議員、12番村上次郎議員を指名します。

日程第2、会期の決定を議題にします。議会運営委員長の報告を求めます。3番市川雄次議会運営委員長。

【議会運営委員長（3番市川雄次君）登壇】

議会運営委員長（市川雄次君） おはようございます。

1週間前の4月16日水曜日午前10時より議会運営委員会を開きまして、会期を決定しております。

会期につきましては、本日1日限りといたします。

なお、先般配られたものと別に、きょう、机の上にありますように、会期決定後現地視察が入っております。その時間後の会議の開催方法につきましては、議長の判断によるところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） これから議会運営委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日間と決定しました。この後、現地調査のため、仁賀保中学校現場に赴きますので、その間しばらく休憩します。

午前 10 時 04 分 休 憩

午前 11 時 36 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。先ほどは現地踏査御苦労さまでした。引き続き、日程第 3、報告第 1 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告について及び日程第 4、議案第 56 号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）から、日程第 9、議案第 61 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）までの 6 件、計 7 件を一括議題とします。朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（横山忠長君）登壇】

市長（横山忠長君） きょうは臨時議会への御参集、大変ありがとうございます。

それでは、提案しております議案の要旨について御説明を申し上げます。

報告第 1 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告についてでございます。

LNG サテライト基地の増設工事が平成 19 年度及び 20 年度の 2 カ年の工事期間となるため、予算の繰り越しをしたもので、繰越計算書のとおり御報告をするものでございます。

議案第 56 号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 2 号）でございます。

平成 20 年度の市の機構改革により、産業部所管の農業集落排水事業を建設部所管の下水道課に移管するため、にかほ市組織条例の一部を改正する必要性があり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分したもので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

次に、議案第 57 号平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 11 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 3 号）でございます。

平成 20 年 3 月 31 日付で専決処分した平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 11 号）について承認を求めます。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,423 万 6,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 149 億 1,840 万 7,000 円とするものでございます。

歳入では、地方譲与税や地方交付税の特別交付税などの各種交付金の確定により 3,148 万 3,000 円の増額、また、諸収入では、市町村振興助成交付金が 935 万 3,000 円追加交付され、市債については、象潟中学校建替事業などの確定に伴い、340 万円の増額を行うものであります。

歳出では、老人保健特別会計へ 19 万 2,000 円を繰り出し、残りの 4,404 万 4,000 円を財政調整基金に積み立てするものでございます。

議案第 58 号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）でございます。

健康保険法等の一部を改正する法律が平成 20 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する必要性があり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分したので、同条第 3 項の規定に基づき報告し、承認を求めます。

議案第 59 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 5 号）でございます。

平成 20 年 3 月 31 日付で専決処分した平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について承認を求めるものであり、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 230 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 3,306 万 8,000 円とするものでございます。

補正の内容としては、3 月分の医療給付費が見込み以上に伸びたことによるものでございます。

議案第 60 号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定についてでございます。

戸籍法の一部を改正する法律が平成 20 年 5 月 1 日に施行されることに伴い、にかほ市手数料条例で引用している戸籍法の規定が変更されるため、条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第 61 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）でございます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 2 億 3,317 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 135 億 1,817 万 7,000 円と定めるものでございます。

補正の主な内容は、仁賀保統合中学校建設事業における武道場が、国の平成 19 年度本省繰越対象事業として確定したことによるものでございます。

歳入では、国庫支出金が 1,475 万 6,000 円、市債が 2 億 670 万円を追加し、残りの 1,172 万 1,000 円については、仁賀保中学校建設基金から繰り入れするものでございます。

歳出の主なものとしては、工事管理委託料 129 万 9,000 円、仮校舎借上料 1,169 万 3,000 円及び建設工事費として 2 億 1,936 万 6,000 円を計上したものでございます。

また、債務負担行為についても仮校舎借上期間が複数年度になるため、お願いするものでございます。

以上、議案の要旨について御説明を申し上げましたが、補足説明については、担当の部課長等が行いますので、よろしく御審議をいただき、御承認及び可決決定をくださるようお願いを申し上げます。

議長（竹内睦夫君） これから担当部長の補足説明を行います。

報告第 1 号について、ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、報告第 1 号平成 19 年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告について補足いたします。

本件につきましては、黒川地内の都市ガス製造所について、ピーク使用時に対応するため、現在の 1 時間当たり 600 立方の製造能力を 1,800 立方にするため、気化機等の増設を行っているものであります。これらの機器はほとんどが受注生産のため、製作、設置等、長期の工期を必要とします。このため、工事期間を平成 19 年 10 月 19 日から平成 20 年 11 月 30 日までの 2 カ年にわたり、13 カ月以上となっております。したがって、平成 19 年度では支払い義務が生じないので、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定により予算繰り越しを行うものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 56 号及び議案第 57 号について、総務部長より補足説明を求めます。総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 議案第 56 号の専決第 2 号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定

について補足説明いたします。

平成 20 年度の機構改革において、行政機構のスリム化や効率化を図るため、平成 19 年度で農業集落排水事業が完了したことに伴い、維持管理業務を産業部の農漁村整備課から建設部の下水道課へ移管したことによるものでございます。

なお、土地改良事業と漁業については農林課へ移管し、農林課を「農林水産課」と名称変更の上、農漁村整備課を廃止しております。

次に、議案第 57 号の専決第 3 号について御説明します。平成 19 年度にかほ市一般会計補正予算（第 11 号）でございます。

5 ページをお開きください。地方債の補正は、起債対象額の確定に伴い、臨時地方道路整備事業において 120 万円の減額、象潟中学校建替事業で 460 万円を増額するものでございます。

8 ページをお開きください。歳入の 2 款地方譲与税から 10 ページの 11 款交通安全対策特別交付金については、いずれも国及び県から交付される額の確定による補正でございます。

主なものとして、9 ページの 6 款地方消費税交付金の 1,909 万円の減額、8 款自動車取得税交付金の 1,521 万 1,000 円の減額、10 ページの 10 款地方交付税の特別交付税は、災害復旧費や原油高騰対策費などの要因により、5,400 万 6,000 円を増額でございます。

20 款 4 項雑入の市町村振興助成金 935 万 3,000 円は、サマージャンボ宝くじからの追加配分でございます。

11 ページをお開きください。歳出の 2 款 1 項 2 目財政管理費で、財政調整基金に 4,404 万 4,000 円を積み立てることにより、平成 19 年度末の基金残高は 10 億 9,665 万 7,000 円となる見込みでございます。

3 款 4 項 3 目老人医療費への繰出金 19 万 2,000 円は、同じく専決処分しております老人保健特別会計への繰り出しでございます。

8 款土木費、10 款教育費はいずれも財源振替の補正でございます。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 次に、議案第 58 号から議案第 60 号までの補足説明を市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 議案第 58 号にはほか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）の補足説明をいたします。

健康保険法等の一部を改正する法律の平成 20 年 4 月 1 日の施行に伴いまして、にかほ市国民健康保険条例につきましても一部を改正する必要性があり、また、4 月 1 日に施行させる必要があったことから、3 月 31 日に専決処分をしたものでございます。

専決処分としなければならなかった理由でございますが、改正法では、70 歳から 74 歳までの高齢者の患者負担を 1 割から 2 割に引き上げることになっておりましたが、高齢者が置かれておりますさまざまな状況に配慮しまして、1 年間は 1 割負担のまま凍結する臨時の特例措置が実施されることになったところでございます。その財源措置のための補正予算が国会で審議中であったことなどから、3 月定例会への提出が間に合わなかったものでございます。

条例の改正内容について説明をいたします。

第 4 条関係の改正は、一部負担金の改正であります。第 1 号については、3 割負担となっている

「3歳以上70歳未満」の年齢区分を、「小学校入学時から70歳未満」に改めるものであります。

第2号については、2割負担となっている「3歳未満児」を「小学校入学前」までに改めるものであります。

第3号については、1割負担となっていた70歳から74歳までの負担を2割に改めるものであります。ただし、さきに申しあげましたとおり、1年間は1割負担のまま凍結されることになりましたので、窓口での患者負担は、21年3月までは1割となります。

第4号については、70歳以上で住民税課税所得が145万円以上のいわゆる現役並み所得を有する被保険者については3割負担という規定でございますが、改正前の条文は国民健康保険法施行令の規定を引用したものとなっておりますが、国民健康保険法の規定の引用に改めるものでございます。したがって、実質的な変更はございません。

第5条は、出産育児一時金についての規定です。

第2項は、他の法律の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、二重の給付は行わないとするものでございます。今回の改正は、第6条第2項が新たに加えられたことに伴いますもので、実質的な変更はありません。

第6条は、葬祭費についての規定です。第2項を新たに加えて、出産育児一時金と同様に、他の法律の規定によって、葬祭費に相当する給付を受けることができる場合には二重の給付は行わないとするものであります。

第7条は、保険事業についての規定です。法律によって保険者に義務づけられました特定健康診査等の実施を保険事業に加えるものであります。

第11条の改正につきましては、第4条第4号に同一の記述が出てまいりまして、「以下、法という」とあることから、ただ単に「法」と改めるものでございます。

規定にありますとおり、この条例の施行期日は平成20年4月1日からとするものであります。以上でございます。

次に、第59号平成19年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第3号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第5号）の補足説明をいたします。

老人保健の医療費が見通し以上に伸びまして、2月診療分の医療給付費の支払いができなくなったために、やむを得ず専決処分したものであります。負担割合に基づく歳入の補正と歳出の調整による不足分の補正を行っております。

6ページをお開きください。歳入から御説明をいたします。1款1項1目の医療費交付金115万2,000円は、診療報酬支払基金からの交付金です。負担割合は12分の6です。

2款1項1目の医療費負担金76万8,000円は、国庫負担金で、公費負担割合は12分の4です。

3款1項1目の県負担金19万2,000円は、医療費負担金の県負担金で、公費負担割合は12分の1です。

4款1項1目の一般会計繰入金19万2,000円は、市の繰入金で、交付負担割合は、県と同じ12分の1です。

次に、7ページの歳出です。1款1項1目19節の負担金補助及び交付金430万4,000円は、2月

診療分の医療給付費支払い額の不足分として補正したものでございます。

1 款 1 項 2 目 11 節の負担金補助及び交付金 200 万円の減額は、現金給付分の医療費支給費については見通しよりも支出が伸びなかったことから減額したものであります。以上であります。

続きまして、議案第 60 号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定についての補足説明をいたします。

戸籍法の一部を改正する法律が平成 20 年 5 月 1 日から施行されることに伴いまして、にかほ市手数料条例に引用しております戸籍法の条項を改正するものでございます。また、戸籍に関する事務の手数料につきましては、全国的に統一して定めることが必要な手数料とされておりまして、市町村の手数料条例は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の規定どおりに定めなければならないとされておりまして、この標準令が戸籍法の一部改正によって引用している戸籍法の条項が改正されますので、にかほ市手数料条例につきましても標準令の規定どおりの改正を行うものでございます。

条例の改正内容について説明をいたします。

手数料条例の別表を改正するものです。別表 1 のほうは、戸籍の謄本、抄本の交付手数料に関する規定です。手数料を徴収する事務の種類の中に、戸籍法に新たに追加されました第 10 条の 2、これは第三者が交付請求することができる場合を規定したものでございます。

10 条の 2 と第 126 条、これは学術研究や公益上の目的のための交付請求について規定したものでございます。この 2 つを追加するものでございます。

120 条につきましては、従前の 117 条の 4 が繰り下がったもので、戸籍が磁気ディスクで調製されている場合の規定となっております。

2 の項は、除籍の謄抄本、改正原戸籍の謄抄本の交付手数料に関する規定です。改正の内容は 1 の項と同じでございます。

3 の項は、戸籍に記載された事項の証明書の交付手数料に関する規定です。これにつきましても、改正内容は、1 の項、2 の項と同じです。

4 の項は、除籍簿、改正原戸籍に記載された事項の証明書の交付手数料に関する規定です。改正内容は、1、2、3 の項と同じです。

5 の項は、届け出や申請の受理、不受理の証明書の交付手数料に関する規定です。1 の項と同様に、第 126 条に基づく交付申請を追加するものでございます。

6 の項は、法務省令で定める様式で証明書を交付する場合の交付手数料に関する規定です。5 の項と同様に第 126 条の関係を追加するものでございます。

この条例は平成 20 年 5 月 1 日から施行いたします。以上であります。

議長（竹内睦夫君） 補足説明の途中ですが、昼食のため午後 1 時まで休憩します。

午後 0 時 02 分 休 憩

午後 1 時 01 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き補足説明を続行します。

次に、議案第 61 号について教育次長の補足説明を求めます。教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、議案第 61 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）、仁賀保統合中学校建設事業にかかわる補正予算の補足説明をいたします。

さきの議会全員協議会でも御説明を申し上げましたが、体育館、武道場につきましては、国の 19 年度補正予算本省繰越対応事業としての採択を要望しておりましたが、武道場につきましては、3 月 31 日に文部科学省より確定されたとの通知をいただきました。この事業は国の繰越事業として実施する 20 年度単年度による単年度事業でございます、年度内に施設を完成させなければなりません。事業規模から見ても、できるだけ早期に着工しなければなりませんので、本臨時議会による補正をお願いするものでございます。

8 ページをお開きください。歳入の 14 款 2 項 4 目教育費国庫補助金、1 節の小中学校費補助金 1,475 万 6,000 円を計上しておりますが、これは安全・安心な学校づくり交付金として、基準面積、基準単価による対象事業費の 3 分の 1 の交付金でございます。

次に、18 款 2 項 2 目仁賀保中学校建設基金繰入金 1,172 万 1,000 円でございますが、これは全体事業費から補助金と合併特例債を差し引いた残りの部分を基金より繰り入れるものでございます。

21 款 1 項公立学校整備事業債 2 億 670 万円でございますが、これは対象事業費から補助金を差し引いた 95%、これが合併特例債として計上しているものでございます。

次に、9 ページ、歳出でございます。10 款 3 項 4 目仁賀保統合中学校建設事業費、12 節の役務費の通信運搬費でございますけれども、これは午前中見ていただきましたが、解体予定の第 3 棟の校舎より仮設校舎へのグランドピアノとか、技術室の機械等の備品等の輸送費として 30 万円を計上したものでございます。

それから、手数料でございますが、武道場建設に伴う確認申請及び構造計算適合判定手数料として 51 万 9,000 円を計上しております。

次に、13 節委託料 129 万 9,000 円でございますが、武道場の工事監理委託料として計上しております。

次に、14 節使用料及び賃借料の建物借上料でございますけれども、これは先ほどの 3 棟の解体に伴う仮設校舎として新校舎完成までの平成 20 年 6 月から 22 年 1 月までの約 20 ヶ月分のうち、本年度分といたしまして、10 ヶ月分のリース料として 1,169 万 3,000 円を計上しております。また、21 年度分につきましては、戻りますが、4 ページ、第 2 表に債務負担行為として 10 ヶ月分の 1,169 万 3,000 円、限度額として計上しております。

なお、仮設校舎の教室につきましては、午前中も説明いたしましたとおり、図書室と技術室、音楽室の 3 教室となっております。

次に、15 節工事請負費の内訳でございますけれども、武道場建設工事といたしまして、鉄筋コンクリート 2 階建て、延べ床面積 783.96 平米といたしまして、1 億 7,634 万 4,350 円、それから第 2 棟及び技術室、合宿棟の解体工事といたしまして、4,302 万 1,650 円の合計で、2 億 1,936 万 6,000

円を計上しております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） これでそれぞれの議案についての補足説明が終わりましたので、これから報告第1号平成19年度にかほ市ガス事業会計予算繰越計算書の報告についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。なお、発言は自席で行ってください。初めに、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 通告書の文字が抜けているところがありますが、それを入れて読み取ってくださるようお願いいたします。議案番号の「号」という字がどの項目でも抜けてしまっております。よろしく申し上げます。

サテライト基地増設事業なんですけど、これは担当常任委員会等では丁寧に詳しく説明していると思うんですけど、概略程度で結構ですけど、どういうものをつくってどうなるというようなことと、工期の関係、それについて質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、ガス水道事業局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、御質問にお答えします。

最初に、LNGサテライト基地増設事業の当初工期についてであります。これは先ほども説明しましたけれども、受注生産であり、製作、運搬、設置、さらに鉄鋼材料の不足というふうなこともありまして、長期間の工事期間を必要とし、当初から今の提案の工期、平成19年10月19日から20年11月30日までの2カ年にわたる工期を設定しているものでありまして、特別変更等はやっておりません。

このサテライト基地の建設工事は、当初から平成20年のピーク使用時であります冬期間、ことしの冬までの間に、間に合うように計画したものでございます。

事業の詳細についてでございますけれども、これもちょっと先ほど説明しましたけれども、ピーク使用の時間帯にこの製造量が若干現状の施設では間に合わない面もございますので、これの1時間当たり600立方を1,800立方の製造能力に能力アップをするための気化機等の増設を行うものでございます。

主な工事の概要といたしましては、LNG気化機1トン、これは温水式1基の増設、それから、LPG貯槽タンク、7トン、1基の増設、LPGポンプ、これは極寒期用ということで、これが2基の増設、温水ボイラー、30万キロカロリー分のものでございますけれども、これが2台の増設、クッションタンク15トン1基の増設、これは現在この事業所にありますけれども、前にLPGタンクとして使用していたものを再利用する計画であります。また、建築工事といたしまして、ボイラー室の新築、これは22平米、約6.6坪、ブロック造りでございますけれども、これらの建設、それからこれら等を結ぶ配管工事、これらを行う計画となっております。

なお、現在までの進捗率は46%ということでございます。以上です。

【12番（村上次郎君）「はい、いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） ガス料金の統一が1月から実施されているわけです。実施に当たっての説明では、原価計算による料金計算では、そのまま実施すると市民に大きな負担を与えることになるの

で、自主効率化努力目標額を設定すると。金額的にいうと2億1,498万8,000円というふうになっているわけですが、そのためにもこのLNGサテライト基地増設事業が、いわゆるもっと企業とか、そういう人方にも使ってもらうためにということだと思っんです。関連するので伺いたいのですが、料金統一後の1月から3月のガス使用状況、料金的にも、計画と比較してどうなっているのか、この経過について伺いたいと思います。

市民に対する、象潟地区の市民に2月24日に都市ガスと上水道料金改定の説明会を、私も聞いたわけですが、そのときにも、5年後ぐらいに改定を視野に入れていると。必ずしも料金がそのときは下がるようなものではないという説明もされていますから、市民の皆さんも極めてやっぱり関心が深いと思っんです。したがって、1月から3月、どういう経過になっているのか、使用料、あるいは料金ですね、伺います。

議長（竹内睦夫君） ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） それでは、お答えいたします。

ガス料金改定の原価計算期間は、平成19年10月から20年9月までとなっております。この期間の使用量想定は、毎年年度当初に経済産業局に提出しておりますガス供給計画届書により定めているものでございます。

御質問の1月から3月までの使用状況でございますけれども、1月が計画数量が26万6,991立方に対しまして、27万3,861立方の使用で、6,870立方の増、2.6%ほどの増となっております。2月が、計画25万6,422立方に対しまして、28万2,308立方で、2万5,886立方、10.1%の増となっております。3月が25万4,227立方に対しまして、24万8,212立方で、6,015立方、2.4%の減、3ヵ月間の合計といたしまして、計画では77万7,640立方に対しまして、80万4,381立方の使用となっております、2万6,741立方、3.4%の増となっております。

これらのガスの使用状況につきましては、気候に大きく左右される面がございます。先ほど申し上げました当初の供給計画というものにつきましては、18年度をベースにして算出しているため、どうしても18年度は暖冬ということがございますので、19年度に比較しますと、ことしの冬はある程度寒かったのではないかなということ、増加のものが見られております。また、先ほどもちょっと出ましたけれども、大口使用の増加というようなことで、そういうものも相まって、このような伸びが示されているものと思っております。民生需要としては若干下がっておりますけれども、トータルとしては上がっているというようなものでございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） そうすれば、ふえたということで、企業努力もあってということを理解できるわけですが、新しく、今度はじゃ20年度の10月からまた21年度の9月と、そういう形での使用量の計画というか、経済産業局に出していくと、そういう形で毎年やっていくという、そういう形になるんですか。

議長（竹内睦夫君） ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 供給計画の話になりますと、毎年4月の段階で出していきます。見直しをしていくということで、変更、あるいは見直しという形のもので毎年計画を出しているも

のでございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） わかりました。

今、サテライト基地の増設事業を11月までにでかすわけですけれども、その間にいわゆる大口とか、学校関係もまた使うことになるわけですけれども、そのほかにもやっぱりいろんな形で販売というか、そういう形になっていくだろうというふうに思われますが、今のふえる分の600立方メートルから1,800立方メートルに－毎時ですね－これになった場合の計画というが、やっぱり今、これからも見直しは必要なんではないでしょうか。

議長（竹内睦夫君） ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 当然、申し込みがあれば、どのような使用体系になるのか、どのような使用をするのかということ、当然私方も一番重要なこととさせていただきますので、総量、それから、年間どのくらい使うか、あわせてピークの時期、夏に使っていただけるのか、冬に使うのか、そういうふうなもの、それからピーク時間帯、これが非常に重要ですが、どういうふうな使い方をやるのかということ、全部調査いたしまして、そういうもので対応していくというような形のものになっております。できるだけピーク時間帯が重ならないような使い方をさせていただければ、うちのほうとしてはありがたいわけなんですけれども、会社により使用方法が異なる場合もありますので、そういうふうなものを吟味しながら、うちのほうでも検討していくということになります。

【16番（竹内賢君）「はい、いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 2点お伺いいたします。

第1点は、当初から2ヵ年事業というふうな説明がなされておりますけれども、19年の6月5日、補正の第1号で黒川地区に1億7,000万円の建設改良をやる。これの増設ができればTDKの利用等も見込めると、そういうふうな説明だったと思います。私は、単年度事業、こういうふうに理解しておりましたが、公営企業法上、予算の整理といいますか、こういうふうな整理の仕方、繰り越し計算、こういうふうなことでもいいのかどうか、それを1点お伺いいたします。

それから、もう一点は、予算の数字的なこととさせていただきますけれども、補正の第1号に1億7,000万円の補正がございます。さらに補正の4号、20年3月4日で951万7,000円の減額がございます。これはLNGの関係なのかどうか、予算書では明確ではありませんけれども、たまたまその項目だけだとすれば、それと、今回の予算計上額、限度額で1億4,805万円となっております。それから支払義務発生額、これはゼロ円、こういうふうにあります。この辺の計数的な説明をお聞きしたいと思っております。以上2点でございます。

議長（竹内睦夫君） ガス水道局長。

ガス水道局長（須田登美雄君） 工期のほうについてはよろしいということでしょうか。工期のほうにつきましては、先ほど申し上げたとおりで、2ヵ年のものということとさせていただきます。

【4番（池田好隆君）「工期の場合、2ヵ年の場合、やっぱりこういうふうな、予算上こ

うということになるんですか」と呼ぶ】

ガス水道局長（須田登美雄君） ああ、すみません。ガス事業法上、先ほど申し上げましたけれども、公営企業法上の問題ですけれども、最初から繰り越しを認められております。したがって、2カ年にわたる契約も可能ということで、19年度予算で20年度にわたる予算で、20年度にまたがる工期の設定も問題ありませんということになっております。その場合においては、あくまでもこの繰越計算書を市長に提出しなさいということで、議会の同意ではありませんので、管理者の権限で市長のほうに報告ということで、この報告は5月31日まで行えばいいというふうに地方公営企業法上なっております。その報告を受けた後で市長が議会に報告するというふうなシステムでございます。これによりまして今回の報告というふうになっているものでございます。

それから、予算の関係でございますけれども、確かに6月に1億7,000万円補正しております。そして、今回の繰越額1億4,805万円ということで繰り越しになっておりますけれども、これの差額、2,195万円の差額が出ております。この3月議会で951万7,000円を減額しておりますけれども、さきの報告で公共下水道事業等に絡むものの事業費の確定ということでお答えしておりますので、そちらの方面の事業費の確定したものであるということで減額しておるものでございまして、特別このサテライトのものということではございません。

この2,195万円ほどの差額につきましては、これも公営企業法上のものになりますけれども、急な事業開発工事、あるいは緊急工事、これらのものが発生しておりましたので、これらのものに充当させていただいたものでございます。本来3月では951万7,000円ほどしか減額していませんけれども、もっと減額が可能なものでありましたけれども、当時まだ工事が3月工期のものが4本ほどございましたので、それらの推移を見ているというふうなことで、それだけの減額となったものでございます。

なお、結果的に年度末における残額は、現在の残高ですけれども、1,051万円ほど残額として残っております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 4番議員よろしいですか。

4番（池田好隆君） はい、よろしゅうございます。

議長（竹内睦夫君） 報告第1号についてほかに質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで報告第1号の質疑を終わります。

次に、議案第56号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、これの発言を許します。4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） この点につきましては、提案理由の説明の段階でもお話がありましたが、事業の完了に伴って下水道課が所管するというふうなことでございましたが、通告しておりますので、お伺いいたしますが、この農集排事業の管理面、これを下水道課、つまり建設部に持ってきた場合、特に心配されるような隘路みたいなものは全然ないのかどうかということをお伺いいたします。

それから、組織の改変に伴うものでございますけれども、3月定例会に提案できなかったのかということをお伺いいたします。

以上、2点お願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 1点目の下水道課への移管の理由でございますけれども、今後の業務の一元化を図る必要があるということから、建設部の下水道課の所管としたものでございます。一元化の具体的な内容として考えられるのは、使用料の徴収体制、あるいは料金体系、将来における農業集落排水の処理施設の下水道等の統合など、さまざまな面で共通する部面がありますので、下水道課の所管としたものでございます。

それから、2つ目の3月定例会に提案しなかった理由はということについては、平成20年度の組織機構の見直しを重ねておりましたが、全体の見直しがまとまったのは3月定例議会終了後となってしまいました。その結果、異動の内示を3月25日に行ったところでございます。このことから専決処分とさせていただいたものでありますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 4番議員よろしいですか。

【4番（池田好隆君）「はい、了解しました」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第56号についての質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第56号の質疑を終わります。

次に、議案第57号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 補正予算書の9ページ、一番最後のほうになりますが、自動車取得税交付金がありますが、かなり減額になっています。これについて、まあこれは多分国全体の車の売れ行き等、そして、そこから交付される交付金の率ということで、結果的にはそうなったとはいうふうには理解できるんですけども、さらに、この金額になるに至る、例えば新聞等では、新車の販売が低くなっているとか、あるいは車種の交換ということで軽がふえているとか、そういういろいろな要素が絡んでいると思われるので、その点を含めて、この減額の内容についてもう少し説明をお願いしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 8款の自動車取得税交付金の減額の理由について御説明申し上げます。

平成18年度の実績に基づいて当初予算を計上しておりましたが、景気の低迷などの要因により、先ほどお話がありましており自動車の購買力が落ち込んだのが主な要因となっております。秋田県から交付されるものでございます。秋田県の平成19年度の自動車取得税の総額は約32億1,400万円と、平成18年度に比較しますと約3億9,000万円の減額となっております。これによりまして、にかほ市への交付金の減額につながったものでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） よろしいですか、12番。 — 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） この種の交付金の規定額を決めるに至るまでには、前年度ということが基本になってやったと。しかし、結果的にはかなり大幅に減っていると。こういうことに対する見通しについての指導、国・県等の指導はあるのかどうか。その点についてお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 平成18年度の実績に基づいて予算計上しているわけですがけれども、まあ平成19年度の予算編成の段階では、19年度においては景気回復の若干の兆しが見えるというふうなこともございまして、18年度の実績に若干増額して予算計上したところでございます。今の御質問の、この予算計上に当たっての国・県等からの見積もりに対する説明とかそういうものはございません。一応それぞれの自治体において、県等の動向を把握しながら、あるいは国の地方財政計画等の数値を見ながら予算計上しているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 2点お伺いいたします。

第1点は10ページの特別交付税5,400万6,000円の内容でございます。説明によりますと、災害と原油対策というふうな説明がありましたが、この原油対策というのはどんな内容で特別交付税として交付されるのか、その内容を簡単にお知らせ願いたいと思います。それから、特交、19年度で総額幾らになるのか。これが第1点でございます。

それから、財政調整基金の積み立てやっていますが、19年度の数字は報告ありましたが、この数字も含めて、20年度、今現在、財調の現在高、これは幾らになっているか、この2点お伺いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） 初めに、特別交付税の19年度の総額でございますけれども、当初予算に4億円を計上しておりますので、最終的には4億5,400万6,000円となります。それから、原油高騰対策に対する特別交付税の算定についてでございますけれども、これについては、さきの補正予算で計上しておりました灯油購入費等緊急助成事業に対する特別交付税措置ということで、一般財源として当市では1,275万円ほど計上しておりましたけれども、それに対する特別交付税措置ということになります。

それから、基金の残高でございますけれども、19年度の残高については先ほど申し上げましたけれども、20年度における残高については、当初予算の予算説明の中で御説明した段階では、今回の4,000万円の部分が含まれておりませんでした。当初予算での説明としては7億4,261万4,000円です。これに今回の4,404万4,000円がプラスされることとなります。以上でございます。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第57号に対しての質疑ございませんか。ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第57号に対する質疑を終わります。

次に、議案第58号にかほ市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての専決処分報告及びその承認について（専決第4号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、これを許します。12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） この条例改正による 70 歳から 74 歳までの当初 1 割負担を 2 割にするというのが 1 年延長になったということはわかりますが、その他の 3 歳から 70 歳までのところが 6 歳から 70 歳までになる。これは該当者の負担が軽減されるのか、あるいは、負担をする年齢層がふえるのか、そういうようなところをもう少し端的に知らせてもらいたいということと、先ほども触れました 70 から 74 歳の 1 年後はこの条例また変えなければいけない、こういう条例になっているのかどうか。その 2 点についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えいたします。

初めに、加入者にとってのメリットについてでございます。現在、3 歳までの一部負担金は 2 割でございますが、これが小学校入学前まで 2 割負担が拡大されます。3 歳から小学校入学前までの加入者の窓口負担が 3 割から 2 割に軽減されますので、これが一番大きなメリットでございます。

次に、デメリットでございます。御指摘のありましたように、現在、70 歳以上の一部負担金は 1 割でございますが、健康保険法等の改正によりまして、70 歳から 74 歳までの方の窓口負担は 2 割になります。ただし、平成 21 年 3 月までの 1 年間は凍結されておりまして、1 割になります。また、75 歳以上の方は後期高齢者医療制度 — 長寿医療制度に加入することになりますので、1 割のまま変わりはありません。それでも、70 歳から 74 歳までの方の窓口負担は 21 年 4 月からは 2 割負担となりますので、加入者側から見れば大きなデメリットということになります。

また、葬祭費の支給につきましては、これまで国保以外から支給される場合にも認められておりましたが、他の医療保険者から給付がある場合には国保からの給付は行わないこととなりますので、今までもらえていたものがもらえなくなるという点ではデメリットということになります。

メリット、デメリットとしてはこのようなこととなります。

議長（竹内睦夫君） 12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 70 歳から 74 歳までの 1 年後が近づくということになれば、またこの条例、変更しなければならない内容になっているのかそうでないのか、その点についてもお願いします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） 1 年後は、変更はしなくてもこのままの条例で済みます。今現在も 2 割 — 70 歳から 74 歳までの負担は 2 割というぐあいに条例が改正になります。したがって、私どもが国保の会計から支払う医療費は 8 割を支出してまいりますので、1 年後もこの条例と変わることはありません。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 58 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 58 号の質疑を終わります。

次に、議案第 59 号にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 5 号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。4 番池田好隆議員。

4番(池田好隆君) 最初に、提案理由の説明の段階で、3月の医療給付費の増というふうなお話がありました。この3月という月、他の月と比べて特別な疾病があって、それによって医療費の増というふうなことが出てきたのか、あるいは通常のペースなのか、最初にそれをお伺いします。

議長(竹内睦夫君) 答弁、市民部長。

市民部長(齋藤隆一君) お答えいたします。

老人保健特別会計の補正につきましては、医療費の動向を見ながら、若干の余裕を見て3月補正をお願いしてきたところでございます。19年度の老人保健の医療諸費につきましては、3月補正の時期には18年度の実績と同様の傾向にありましたことから、7,623万4,000円の補正をお願いしておりまして、前年度決算よりも若干多い30億9,257万1,000円の医療諸費を見込んでおりましたけれども、3月補正時の見通し以上に医療諸費が伸びまして、予算に230万4,000円の不足が生じまして、医療費の支払いができないためにやむを得ず専決をしたものでございます。で、2月診療時の特別の事情でございますが、これといった特別な事情というのは別に報告は受けておりません。

議長(竹内睦夫君) 4番、よろしいですか。 — 4番池田好隆議員。

4番(池田好隆君) 説明はわかりました。ただ、この状況を見ますと、果たして専決処分しなければならないような内容なのかなというふうな感じがいたします。18年度を見ましても3月定例の最終補正で終わっていると、こういうふうな状況にありますので、まあ安易に専決処分に走ったのではないと思いますけれども、やっぱり12月とか3月とか、そういう時期に、きちんとした必要な額を予算措置するというのが予算編成の形でないかなというふうな感じがしますけれども、その点についての部長の考え方を1点だけお伺いしたいと思います。

議長(竹内睦夫君) 答弁、市民部長。

市民部長(齋藤隆一君) 私どもも医療費の動向を見ながら予測を立てまして予算は組んでいるわけでございますが、今回の場合につきましては予算よりも若干上回ったということで、やむを得ず専決処分をしたものでございます。今後は余裕を見まして予算措置をしてみたいと思いますので、御了承願いたいと思います。

【4番(池田好隆君)「終わります」と呼ぶ】

議長(竹内睦夫君) ほかに議案第59号に対する質疑ございませんか。質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長(竹内睦夫君) 質疑なしと認めます。これで議案第59号の質疑を終わります。

次に、議案第60号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、これの発言を許します。12番村上次郎議員。

12番(村上次郎君) この別表関係についてなんですけれども、これは、1つは、よく窓口に行きますと、5月1日から戸籍抄本等をとる場合は本人確認が必要というふうに掲示されております。この条例を見ますと、そういう文面がちょっと見えないので、それとの関連があるのかどうか。それから、身分を証明するものを持参するというようなことであれば、この手数料条例でなくて、別の条例の改正があっただけのほうがいいのかなというふうに思いますので、その関連等について1つと、それから、この標準があって、国の指導でそれに倣わなければいけないというふうになっています

が、金額は全然今回手直しされていないわけで、これは国の指導のとおりやってきたと思うのでいいわけですが、これは独自に手数料を定めていた時期というのがあったのかどうか。あるいは、指導が来て平準化されるというのが、もうずっと長年、何年かなってきているのかどうか、その点についてもちょっと気になりますので、質問します。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） お答えいたします。

5月1日から施行されます戸籍法の一部改正では、個人情報保護の観点から、また、不正取得や不正利用による事件の発生を防ぐために、戸籍謄本・抄本を請求できる場合の制限、それから請求をする者の本人確認、それから請求の具体的理由の明示の義務づけなどが行われております。これに基づきまして、今御質問にありましたとおり、交付の申請の際には本人確認事項といたしまして、官公署が発行しました書類で、本人の写真が添付された運転免許証やパスポートなどの提示をいただくものでございます。御不便をおかけする場合もあるかと思いますが、御理解をいただきたいと思っております。

なお、写真が添付されたものを提示できない場合には、通常、本人が所持していると認められるもの、本人でなければ所持していないものを2点以上提示していただくこととなります。

これも提示できない場合には、本人であれば当然に知り得ると認められる事項について質問などを行いまして、本人確認を行うこととなります。

窓口での対応につきましては、本人のプライバシーを侵害することがないように十分な配慮を行ってまいりますので、御理解をいただきたいと思えます。

それで、本人確認の部分については条例で規定すべきではないかという御指摘ございましたが、にかほ市では、にかほ市本人確認事務取扱要綱というものをつくりまして、今、御質問をいただいたようなことに対応することになっております。

今回専決処分しました手数料条例と、今言ったこの本人確認の部分とは直接関係はございません。戸籍法が変わって手数料条例が変わったという部分はありますけれども、本人確認の部分とは関係はございません。

それから、全国的に統一の部分の地方公共団体の手数料の標準に関する政令、この規定どおりの規定でございますが、これは地方自治法に、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして、政令で定める事務については政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならないというぐあいにして、全国すべての市町村がこの手数料条例は地方公共団体の手数料の標準に関する政令、この規定どおりにつくるということになっておりますので、前から — 今回からではございません、前からこのような取り扱いになっております。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 12番村上次郎議員。

12番（村上次郎君） 今の戸籍の抄本等を取り寄せる、請求する場合のいろいろ、ぼつと行ったが簡単にとれなかったというようなことが今後生じる心配があるわけです。で、その周知徹底のほうもかなり大事だと思うんですが、その点についてどのようにしているのかどうか、その点お尋ねし

ます。

議長（竹内睦夫君） 答弁、市民部長。

市民部長（齋藤隆一君） この本人確認のことにつきましては、前に広報等で周知もいたしましたし、これからも周知は図ってまいりたいと思います。なるだけ窓口でのトラブルがないように、市民の皆さんに不快な思いをさせないようにやっていきたいと思いますので、御理解を願いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第 60 号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第 60 号の質疑を終わります。

次に、議案第 61 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）の質疑を行います。

質疑の通告がありましたので、順次発言を許します。初めに、12 番村上次郎議員。

12 番（村上次郎君） 2 つ質問ありますけれども、1 つ目は先ほど説明ありましたので、省略します。

9 ページの仁賀保中の建設事業、きょう現場も見て、そして予算上の説明も受けましたけれども、学校側にとっては、スケジュールというのが非常に大事になってくるのではないかというふうに思うわけです。そういう立場で、解体の時期、それから仮設校舎への移転、そしてまた、第 1 棟、第 2 棟の解体、そういうもののスケジュール等が現場と話し合っただけで大体決まっているかと思うんですが、その辺の内容についてお尋ねします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） それでは、建設日程の詳細についてお答えしたいと思います。当然日程を決める上では、学校当局とる御相談申し上げまして、お互いに協議して進めてきているわけですが、予定といたしまして、校舎建築に入りますのは、これまだ国のほうの内示もありませんけれども、7 月の中旬ごろにあるのではないかというようなことを県から聞いておりますが、6 月ごろから発注準備に入りまして、内示がありましたら 7 月下旬ごろに入札・仮契約をいたしまして、8 月上旬には契約の議案の可決をお願いしたいと思っております。それから、9 月上旬ころから工事着工いたしまして、約 13 ヶ月間を見ているんですけれども、平成 21 年 12 月ごろには校舎を完成させたいというふうに思っております。

それから、体育館・武道場建築でございますが、これは国の内示は 5 月中旬ごろにあるかと、県のほうからはそういう報告をいただいておりますが、内示があった時点で速やかに入札・仮契約を終えまして、5 月中には契約議案の可決もこれもお願いしたいと思っております。それから、6 月下旬ごろから、くい打ち工事に速やかに取りかかりまして、遅くとも 8 月下旬からは本体工事に取りかかりたいと。先ほども御説明したとおり単年度事業でございますので、3 月の下旬ごろの完成を見込んでおります。

それから、校舎解体もあるわけですが、校舎解体は 2 期にわたって行う予定ですが、先ほど見ていただきました 3 棟につきましては、6 月下旬ごろから工事着工して、9 月中旬に始業させたいと、約 90 日間の工期を見ております。2 期の解体工事につきましては、平成 22 年の 1 月

から約3ヵ月間ぐらいで事業を完成させたいと、解体工事を終了させたいと思っておりますが、それに伴う仮設校舎の建築でございますけれども、これは9月上旬ごろに入札契約、着工いたしまして、まず1ヵ月間ぐらいで、6月の中旬ぐらいまでで完成させたいと、そういうふうに思っております。

あと環境の整備は22年度と、そういうふうな計画で、これもいろいろ学校当局と相談しながら日程を進めているところでございます。以上です。

議長（竹内睦夫君） 次に、15番榊原均議員。

15番（榊原均君） 私の質疑の通告、何も書いていないんですけれども、別に他意はございませんので、まずお許しをいただきたいと思えます。

今、次長のほうから説明あったんですけれども、この間の全協並びにきょうの現場での説明を受けて一番危惧したのが、繰り越して国から来るということで、非常に窮屈な日程になるのかなという心配を一つ持ちました。ですから、当然、きょうもちょっと現場でお話ししたんですけれども、3月はもうよっぽどな事情でない限り繰り越しはできないと。ということになると、3月末での工事完了を目指していかなければいけないという大前提がここに出てきたわけなんですけれども、これについて何ら心配していないのかどうか、その辺まず第1点、お伺いをしたいと思います。

それから、当然そうなりますと、象潟中学校と違って、非常に現場がよくないと、私、きょう見てきたんです。ですから、そういう絡みでちょっとその辺のところもお知らせいただきたいと思うんですけれども、それと、今回の一連の、校舎、それから体育館、武道場、調理場なんですけれども、個々の補助率、これ、この機会にちょっと、全部同じなのか、建物によって若干違ってくるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思います。

それと、今のお話でいきますと、何か8月云々というような御説明でしたけれども、これ実際、当然こういう大きい工事になりますと、私たち議会サイドから見ますと、やはりできるだけ地元企業云々というのは当然出てくるわけなんですけれども、その辺、入札にかけて何か今具体的な方針といいますか、考え方をお持ちになっていたら、その辺のところもあわせてお伺いをしたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） お答えいたします。

まず初めに、おっしゃるとおり工期は限られておりまして、そんなに余裕もございませんし、あのおりの学校、象潟中学校と違いまして面積等も少ないところでございますし、学校もそのまま授業もやっているという中での工事でございます。まず私方が考えているのは、やはりできるだけ工事関係者、車両等があまり多くなく済むような方法となりますと、一括発注といいますか、できるだけ一括発注をして、工事車両を少なくしたり、あるいは資材置場も1ヵ所で済むような方法を考えなければならぬと思えますし、それから、そのような短期間で簡潔にすばらしい学校をつくらせていただけるような業者の選定、そういうふうなものも考えております。

これにつきましては、3つ目の質問が入りますけれども、事務局で考えているのは、象潟中学校のような公募型指名競争ということをまず考えておりますけれども、実はこの議会が終わった後に指名審査会を開く予定しておりますので、榊原議員のおっしゃったとおりの、いろいろなそういう

工事上の難点がございますので、その点を考慮しながら、どういうふうな業者を参画させるか決めたいと思っております。

それから、補助率ですが、補助率は武道場も体育館も校舎もそれぞれ違います。武道場につきましては、これは全部、公立学校施設整備費補助金の交付要綱に基づいての交付金でございますが、武道場につきましては床面積が450平米が補助限度となっております。実際には783平米ありますけれども、そのうちの450平米が基準となっております。それから、基準の建築単価が9万7,400円というふうになっております。－の3分の1が武道場でございますけれども、体育館につきましては、また面積も基準面積が違うわけですが、体育館につきましては2分の1というふうになっておりまして、調理場もそれぞれこの要綱に基づいて交付金が来ることになっておりますが、ちょっと細かい個々の数字まではきょうはつかんでおりませんので、以上でございます。よろしいでしょうか。

【15番（榊原均君）「いいです」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） 次に、16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 通告しております2点について伺いたいと思います。

1点目は設計業務委託料として6,300万円計上されて、補正の10号で基本設計額が4,698万7,500円というふうに説明されております。で、工事発注状況について見ましたところ、この設計業務委託料についての報告がされていませんので、ここに書いてあるように予定価格と落札率を－まあ予定価格聞けばわかるわけですが、－伺います。

それから、2つ目は、先般、建設事業概要が全員協議会で説明されました。現在、にかほ市学校教育将来構想策定委員会が開かれております。そこでは、例えば第2回の会議では、小規模化が進む金浦中学校のあり方とか、こういうことについても審議をされているというふうに思います。したがって、今、仁賀保中学校が建設されるわけですが、この将来構想に関連して、公募型指名に申し込みを受け付けるに当たってこういう内容だというような形、この将来構想に関連した形での求め方というのか、そういうものがされたのかどうか伺いたいと思います。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 予定価格と落札率でございますが、工事発注状況調べというのは、工事費だけでして、委託料はこれには含まれていないということですので、報告はされていません。予定価格は4,723万1,100円でございます。したがって、落札率は99.48%となっております。

それから、将来構想との関連でございますけれども、にかほ市の学校教育将来構想策定委員会では、市内の少子化の進展状況の中で、昨年に引き続きまして、適切な学校規模や教育環境はどうあればよいのかというようなこと、児童生徒数の将来的な推移や学校施設の老朽化などを勘案しながら、いろいろ研究協議を進めて、ことしじゅうにまとめることになっておりますけれども、仁賀保統合中学校事業を進めるに当たっての協議は委員会ではされていません。以上でございます。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） 2月に象潟中学校が新しくできて、これは懸案の事項ということで、かなり前からされました。で、新しく19年度の予算の中で、にかほ市学校教育将来構想策定委員会がつく

られているわけですね。したがって、こういう、今、仁賀保中学校が建設されると、統合中学校なわけですけれども、で、将来構想策定委員会では、小規模化が進む金浦中学校のあり方というものが論議をされているわけですので、そういうことについて、将来的にですね、策定委員会がこれからまた進む、今年度中に、何ていうか、きちんとした完成したものが出てくるわけですけれども、当然、仁賀保中学校と、あるいは金浦中学校と統合しろとかということじゃなくて、影響があると考えられるんですけれども、それらについては、今、仁賀保中学校は仁賀保中学校、統合中学校でそれは終わりますよと、その後、じゃ、並行して進んでいる将来構想については将来構想で別ですよと、こういう形でなっていくんですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 今年度に入りましては、まだ将来構想策定委員会は開催されておられません、竹内議員がおっしゃるように、当然新築になる仁賀保統合中学校も、にかほ市内の中学校としてどのような位置づけをしていったらいいのか、それから、釜ヶ台中学校が合併した後の釜ヶ台小学校の児童をどうするのかというような、いろんなこういう問題もあるわけなんですけれども、仁賀保中学校だけでなく、全体的なにかほ市内の中学校のあり方等につきましても、当然、協議題となって、これから、今年度中にまとめる方向性というものは、その中で示していくことになると思います。以上です。

議長（竹内睦夫君） 16番竹内賢議員。

16番（竹内賢君） それはそれでいいんですけれども、せっかくこういうふうには設計ができたんですけれども、これと関連して、また将来構想で論議をされて、将来の学校教育の将来構想というのができたとして、そうすると、何ていうか、これから少子化が進んでいくわけですけれども、小規模化というふうには、どういう形になるか、そういう関係は、その設計とは関係がやっぱり出てくるんじゃないですか。

議長（竹内睦夫君） 答弁、教育次長。

教育次長（小柳伸光君） 今後どのくらい少子化が進むか — 中学校同士の統合とか、そういうようなことは考えておりません。ただし、これは将来的にはどうなるかというようなことはありますけれども、例えば施設面の給食施設とか、そういうものは、院内、小出小の学校、小学校がどうなるかというようなこともありますので、具体的に今ここでどうするかというような構想はありませんけれども、全般的な、にかほ市内の学校の環境のあり方については、いろいろ中学校のあり方についても協議すると思っておりますけれども、統合とか、中学校の学校統合とかと、そういうことは現在は考えておりません。

議長（竹内睦夫君） 16番議員、いいですね。

16番（竹内賢君） いいです。

議長（竹内睦夫君） 次に、4番池田好隆議員。

4番（池田好隆君） 仁賀保中学校の地方債の補正がありますが、その関連で、合併特例債の発行について、2点ばかりお伺いいたします。

第1点は、合併特例債につきましては、御承知のとおり10年間で全体事業費134億円というふう

な試算がなされているわけでございますけれども、今、手元にある資料では、24年度事業あたりまで、仁賀保中学校建設、あるいは金浦のまちづくりの関係、幹線道路整備、それから防災無線の関係、こういったもので、これは24年度あたりまでいく計画なようですが、約半分の64億ぐらいの合併特例債の発行額、こういうふうに承知しておりますが、この先、この合併特例債をどういう事業に振り向けていくのかと、つまり合併特例債についての基本的な考え方、25年度以降、そういったものについて若干お伺いしたいと思います。

それから、2つ目、合併の論議を盛んにやっておった段階では、財政的に合併によってこういった有利な金が出てきて、財政の合理化にもつながるよと。つまり、合併特例債というものが相当宣伝されたように理解しております。市の行財政改革大綱プラン、ここの中に「合併効果を生かした財政の合理化」と、こういう文言がありますが、ここの中では、この合併特例債についての考え方、こういったものは触れられておりません。合併特例債は、申すまでもなく、市町村の建設計画に基づく特に必要な事業に発行することができるよと、こういうふうになっているわけでございます。大変有利な地方債なわけでございます。ですから、この合併特例債を使っただけの事業展開、こういったものについては、もう少し市民に、私は優位性、つまり合併効果を生かした財政の優位性といえますか、そういうものをもう少しPRしてもいいのではないかなというふうな感じを持ちますが、その点についてもお伺いいたします。

以上、2点についてお伺いいたします。

議長（竹内睦夫君） 答弁、総務部長。

総務部長（佐藤好文君） お答えします。

第1点目の通告されております現在までの合併特例債の発行額についてお答えします。18年度の発行額は2億8,500万円です。これは地域振興基金造成に対するものでございます。平成19年度は3億5,670万円の予定で、地域振興基金、中野前川線道路改良事業、にかほ統合中学校建設事業に充てるものでございます。2カ年を合わせますと、合計額で6億4,170万円でございます。

今後10年間の全体事業費は130億円と試算されているが、今後の発行計画ということでございますけれども、にかほ市の合併特例債発行可能事業費は、普通建設事業分として134億円、地域振興基金造成事業分が18億円、合わせて152億円となっております。この95%の144億4,000万円が合併特例債の発行限度額となるわけでございます。現時点での財政計画においては、約89億4,000万円の発行を見込んでございます。したがって、約55億円の発行可能枠がまだあるわけですが、元利償還金の70%の地方交付措置であるため、当然、実質公債費比率など財政指標にも影響があることから、限度額いっぱい発行することが必ずしも得策と言えないことも考えられます。したがって、今後の財政計画の見直しを図りながら、行政サービスの維持向上のために必要とされる事業の財源に充てたいと考えているところです。

ただし、一般の起債よりは、合併特例債は充当率が95、交付税算入が70と有利なわけですので、今後の起債発行においても、できる限り合併特例債のほうに該当になるような計画として考えていきたいと思っております。

今考えられるものとしては、由利本荘市とにかほ市でこれから建設計画されています最終処分場

でのにかほ市の負担分とか、今後、新しい事業展開に充てたいと考えているところです。

それから、合併特例債の優位性についてはさまざまな場面でお話はしているわけですが、広報等によりまして、財政計画の公表だとか、あるいは予算の公表だとか、あるいは執行状況等の情報だとか、さまざまな財政についての広報での取り上げる場面において、この点についても触れてまいりたいと思います。以上です。

【4番（池田好隆君）「終わります」と呼ぶ】

議長（竹内睦夫君） ほかに議案第61号に対する質疑ございませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 質疑なしと認めます。これで議案第61号の質疑を終わります。

2時25分まで休憩します。

午後2時12分 休 憩

午後2時25分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論、採決を行います。

初めに、議案第56号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）の討論を省略したいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第56号の討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第56号にかほ市組織条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第2号）は承認することに決定しました。

次に、議案第57号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）の討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第57号の討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第57号平成19年度にかほ市一般会計補正予算（第11号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第3号）は承認することに決定し

ました。

次に、議案第 58 号にほか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）の討論を省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 58 号の討論を終わります。

これから議案第 58 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 58 号にほか市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定についての専決処分の報告及びその承認について（専決第 4 号）は承認することに決定しました。

次に、議案第 59 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 5 号）の討論を省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 59 号の討論を終わります。

これから議案第 59 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は承認することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 59 号平成 19 年度にかほ市老人保健特別会計補正予算（第 3 号）の専決処分の報告及びその承認について（専決第 5 号）は承認することに決定しました。

次に、議案第 60 号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定についての討論を省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 60 号の討論を終わります。

これから議案第 60 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 60 号にかほ市手数料条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 61 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）の討論を省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。これで議案第 61 号の討論を終わります。

これから議案第 61 号を採決します。この採決も起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（竹内睦夫君） 起立全員です。したがって、議案第 61 号平成 20 年度にかほ市一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 2 時 31 分 休 憩

午後 2 時 33 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き再開します。

日程第 10、常任委員の選任を議題とします。

にかほ市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、本職において各常任委員会委員を指名します。

初めに、総務常任委員会委員には、2 番佐々木正勝...

【「議長」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 暫時休憩します。

午後 2 時 33 分 休 憩

午後 2 時 33 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 再開します。

総務常任委員会委員には、2 番佐々木正勝議員、8 番小川正文議員、9 番伊藤知議員、13 番菊地衛議員、16 番竹内賢議員、18 番斎藤修市議員、21 番本藤敏夫議員、24 番、私、竹内睦夫。

次に、教育民生常任委員会委員には、1 番飯尾善紀議員、5 番宮崎信一議員、7 番佐々木正明議員、10 番加藤照美議員、11 番佐々木弘志議員、19 番佐々木平嗣議員、20 番池田甚一議員、23 番山田明議員、以上の 8 名。

次に、産業建設常任委員会委員には、3 番市川雄次議員、4 番池田好隆議員、6 番佐藤文昭議員、12 番村上次郎議員、14 番佐々木清勝議員、15 番榊原均議員、17 番佐藤元議員、22 番佐々木正己議員、以上の 8 名、それぞれを指名いたします。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。暫時休憩します。

午後 2 時 35 分 休 憩

午後 2 時 37 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会は、ただいまのところ、「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において各常任委員会を招集します。

正・副委員長をそれぞれの委員会において互選し、年長議員よりこれの報告をお願いします。

総務委員会は第 1 会議室、教育民生委員会は第 2 会議室、産業建設委員会は第 3 会議室です。

それでは、暫時休憩します。

午後 2 時 38 分 休 憩

午後 2 時 51 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

各常任委員会の正・副委員長の互選について、各委員会の年長議員より提出いただいた結果を事務局長に報告させます。事務局長。

事務局長（佐藤文一君） それでは、私のほうから御報告いたします。

総務委員会委員長、13 番菊地衛議員、同副委員長、9 番伊藤知議員。

教育民生委員会委員長、10 番加藤照美議員、同副委員長、19 番佐々木平嗣議員。

産業建設委員会委員長、22 番佐々木正己議員、同副委員長、15 番榊原均議員。

以上です。

議長（竹内睦夫君） 各委員会の正・副委員長は、以上のように決定しました。

日程第 11、議会運営委員の選任を議題とします。

にかほ市議会委員会条例第 8 条第 1 項の規定により、本職において議会運営委員会委員を指名します。

議会運営委員会委員には、申し合わせにより、副議長の 23 番山田明議員、総務常任委員会から、委員長 13 番菊地衛議員と 21 番本藤敏夫議員、教育民生常任委員会から、委員長 10 番加藤照美議員と 7 番佐々木正明議員、産業建設常任委員会から、委員長 22 番佐々木正己議員と 6 番佐藤文昭議員をそれぞれ指名します。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

議会運営委員会は、ただいまのところ、「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本職において議会運営委員会を招集します。

議会運営委員会で正・副委員長を互選して、年長議員より報告を願います。議会運営委員会は第

1 会議室です。

暫時休憩します。

午後 2 時 55 分 休 憩

午後 3 時 01 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会の正・副委員長の互選については、年長議員より提出いただいた結果を事務局長に報告させます。事務局長。

事務局長（佐藤文一君） それでは、私のほうから御報告申し上げます。

議会運営委員会委員長、7 番佐々木正明議員、同副委員長、6 番佐藤文昭議員。以上です。

議長（竹内睦夫君） 以上でございます。議会運営委員会の正・副委員長は、以上のように決定しました。

次に、日程第 12、議会広報編集委員の選任を議題とします。

にかほ市議会広報の発行に関する条例第 5 条第 2 項の規定により、本職において議会に諮って選任します。議会広報編集委員会は、申し合わせにより、副議長、議会運営委員長と 3 つの各常任委員会からそれぞれ 2 人ずつとなっておりますので、各委員会において選出願います。先ほどと同じように、総務委員会は第 1 会議室、教育民生委員会は第 2 会議室、産業建設委員会は第 3 会議室です。平成 19 年 10 月 10 日開催の広報委員会及び平成 20 年 4 月 16 日開催の議会運営委員会において、1 名は各委員会の副委員長ということでございましたので、その方向で選出をお願いします。

暫時休憩します。

午後 3 時 03 分 休 憩

午後 3 時 10 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議会広報編集委員には、副議長 23 番山田明議員、議会運営委員長 7 番佐々木正明議員、総務常任委員会から、副委員長 9 番伊藤知議員、18 番齋藤修市議員、教育民生常任委員会から、副委員長 19 番佐々木平嗣議員、5 番宮崎信一議員、産業建設常任委員会から、副委員長 15 番榊原均議員、17 番佐藤元議員をそれぞれ指名いたします。

これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名したとおり決定しました。

議会広報編集委員会は、ただいまのところ「正・副委員長が欠けたとき」に該当しますので、本

職において議会広報編集委員会を招集します。正・副委員長を互選して年長議員より御報告願います。議会広報編集委員会は第2会議室です。

しばらく休憩します。

午後3時11分 休憩

午後3時15分 再開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議会広報編集委員会の正・副委員長の互選については、年長議員より提出いただいた結果を事務局長に報告させます。局長。

事務局長（佐藤文一君） それでは、私のほうから御報告いたします。

議会広報編集委員会委員長、18番齋藤修市議員、同副委員長、5番宮崎信一議員。以上です。

議長（竹内睦夫君） 以上のとおり決定しました。

次に、日程第13、本荘由利広域市町村圏組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。議長が指名することに決定しました。

本荘由利広域市町村圏組合議会議員に13番菊地衛議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました13番菊地衛議員を本荘由利広域市町村圏組合議会議員の当選人と定めることに御異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（竹内睦夫君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました13番菊地衛議員が本荘由利広域市町村圏組合議会議員に当選されました。

ただいま本荘由利広域市町村圏組合議会議員に当選された13番菊地衛議員が議場におられます。会議規則第32条第2項の規定によって当選の告知をします。

暫時休憩します。

午後3時18分 休憩

午後 3 時 19 分 再 開

副議長（山田明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 14、議長の常任委員辞任の件を議題とします。

地方自治法第 117 条の規定によって、24 番竹内睦夫議員の退場を求めます。

【24 番（竹内睦夫君）退場】

副議長（山田明君） 議長から総務常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することに御異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

副議長（山田明君） 異議なしと認めます。したがって、竹内睦夫議長の総務常任委員の辞任を許可することに決定しました。

しばらく休憩します。

午後 3 時 19 分 休 憩

午後 3 時 20 分 再 開

議長（竹内睦夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上をもちまして本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。平成 20 年第 3 回にかほ市議会臨時会を閉会します。

午後 3 時 21 分 閉 会